

プロテスト委員会から選手へのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し免罪にあたらぬ場合には、速やかにペナルティー(リタイアの場合もあります)を履行してください。違反した規則が裁量ペナルティーの対象である場合には、履行すべきペナルティーが決まっていますので、自らプロテスト委員会に申し出てください。書式はレース・オフィスで入手できます。
- スポーツマンシップの違反(規則 2)を目撃した場合を除き、プロテスト委員会は第 2 章の規則の違反に対しては通常は抗議しません。

プロテスト委員会が艇を抗議することを考慮する違反としては、例えば:

- a. 規則違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- b. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他艇を威嚇する。
- c. チームレース。レース中、自艇の成績向上には関係なく、他艇の成績を良くするために行動する。
- d. 損傷や障害を引き起こす、または引き起こす可能性の高い、無謀な操船。

2. 外部の援助

準備信号の後に、支援艇等から指導や助言を得たり、セーリング用具を受け渡ししたりすると規則 41 に違反することになります。規則 41 に違反した艇は、そのレースをリタイアしなければなりません。

支援艇のレース・エリアへの進入が禁止されている場合、援助を必要とするレース中ではない艇は、レース・エリアの外にいる支援艇のところまで帆走する必要があります。

3. 推進方法

World Sailing Rule 42 Interpretation (規則 42 の World Sailing 公式解釈)の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます: JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます:

- a. 各プロテスト委員会艇には通常 2 名のジャッジが乗船していますが、一人でも規則 42 の違反を確信すればペナルティーを課します。
- b. 1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2 回のタックと 2 回のジャイブを含む同一方向の 2 回転を連続して速やかに行わなければなりません(規則 44.2, P2.1)。
- c. 今大会中(予選、決勝を通じて)2 回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません(規則 P2.2, P2.3)。
- d. ペナルティーを課された後にそのレースが延期、ゼネラル・リコールまたは中止され、再レースまたは再スタートとなった場合には、その艇はそのレースで帆走することができます(規則 P3)。
- e. ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。課されたペナルティーが回転ペナルティーの場合には、艇は、回転ペナルティーを行った後に、フィニッシュ・ラインのコース・サイドからもう一度フィニッシュ

シュする必要があります(規則 44.2)。

f. ジャッジの処置に対しては、救済は与えられません。

付則 P に基づくペナルティーを課された選手やそのコーチは、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。説明は、海上でも、陸上でも受けることができます。プロテスト委員会事務局に、当該ジャッジとの面談の設定を要請することもできます。

4. 審問のオブザーバ

パネルが適切ではないと判断した場合を除き、各当事者につき 1 名、審問を傍聴するオブザーバが認められます。それ以上のオブザーバも、他の全ての当事者が同意した場合には、認められます。オブザーバは「審問のオブザーバへの注意事項」に署名して従うことが求められます。

5. 付則 T: 調停 (Arbitration) の適用

大会進行を迅速化する為に、RRS 付則 T (調停) を適用します。規則 T1 に基づく「レース後ペナルティー」を履行した艇は ARB と記録され、30% の「得点ペナルティー」が適用されます。

6. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と開始予定時刻は掲示板に掲示されます。開始予定時刻には審問室前で待機してください。当事者が現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をして判決を行います(規則 63.3(b))。

7. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり(真実を証言しないことも含む)すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69 に基づく審問が召集されて、重いペナルティーが課されることがあります。

8. OCS、UFD または BFD と記録されたことに対する救済要求

OCS、UFD または BFD と記録された艇が、レース委員会の誤りを主張して規則 62.1(a) に基づき救済要求することがありますが、救済が与えられるためには、艇は、自艇が正しくスタートしていたという「主張」を証明する「証拠」を提示する必要があります。

例えば、OCS、UFD または BFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの決定的な証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時(あるいはその 1 分前から)のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。

9. ビデオ映像やトラッキング・システム等の証拠

審問においてビデオ映像やトラッキング・システムの情報等を再生するのに必要な機器の手配・準備・操作は、その証拠を提示しようとする当事者が行って下さい。審問室でインターネット接続が可能とは限りません。全ての当事者とパネルメンバが同時に見ることができる再生機器を用意してください。

10. プロテスト委員会への質問・要望

選手やコーチは、帆走指示書やレース公示の規則の解釈、プロテスト委員会の手続きや方針について、プロテスト委員長に質問することができます。プロテスト委員会事務局にお申し出ください。全選手への公平性のために、質問と回答は文書で掲示して公開します。

2019 年 11 月 21 日
プロテスト委員長
坂元善行